

---

# 岡崎市景観計画（案）

---

本資料は、「中心市街地地区」において、良好な景観の形成に重要な道路を景観重要公共施設として位置付けるための岡崎市景観計画一部変更案です。

岡崎市都市政策部まちづくりデザイン課

# 景観に配慮した公共施設の整備（景観法第8条第2項第4号ロ関係）

## 1) 基本的な考え方

景観とは、人とまちの関係を表すものでもあり、道路等の公共施設は全て人とまちの関係をより良いものとするために整備されるものです。その意味において、公共施設整備の多くは良好な景観形成につながっていくものだといえます。道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地及び森林等とともに、地域景観の骨格をなす主要な構成要素の一つであるとともに、景観上の目印となったり、良好な景観を再生・創出したりと、地域の景観形成にとって非常に重要かつ先導的な役割が期待されます。

このため、公共施設は景観上重要な資産であることを十分認識し、地域特性を踏まえて周辺との景観上の一体性を高め、その価値を向上させる必要があります。よってここでは、施設管理者の同意のもと、景観重要公共施設を本計画に位置づけ、周辺の景観的まとまりを高めるような良好な景観形成に向けた整備に取り組みます。本計画にそれらの整備に関する事項を定めることにより、施設管理者は、本計画に沿って当該公共施設の整備を行うこととなります。

## 2) 景観重要公共施設の指定の方針

### ① 指定の方針

公共施設を景観重要公共施設として位置づける場合には、**基本的な考え方を踏まえて**施設管理者との提携を図りながら、専門家及び地域住民等が参画する検討会や協議会等の設置、占用等の許可基準における運用上のしくみづくりもあわせて検討し、施設ごとの整備に関する事項や占用等の許可基準について、管理者と協議を進め、地域の景観形成に重要な役割を果たす以下の施設を景観重要公共施設として指定します。

### ■景観重要公共施設の指定基準

- (1) 地域のシンボルとして親しまれている、又は今後地域の顔として、地域の景観の骨格を形成及び先導する景観軸や景観拠点の一部を構成する公共施設
- (2) 景観形成重点地区内の道路、河川等の公共施設
- (3) 景観資産の周辺等で、景観形成上一体となった整備や維持管理が必要な公共施設
- (4) 当該施設を整備することにより周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できる公共施設

### 《参考：景観重要公共施設とは》

「景観重要公共施設」とは、景観法第8条第2項第4号ロに規定する「特定公共施設」であって、良好な景観の形成に重要なもののことです。

#### 特定公共施設（抜粋）

- 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 河川法（昭和39年法律第167号）による河川
- 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園
- 自然公園法による公園事業（国又は自然公園法第9条第2項に規定する公共団体が執行するものに限る）に係る施設
- その他政令で定める公共施設（景観法施行令によるもの）

## ② 整備の方針等に関する事項

整備に関する事項等は、国及び県で策定されているガイドライン等を参考とするほか、整備に関する事項や占用等の基準とは別に、公共サインについてのデザイン誘導のガイドラインである「岡崎市景観対象公共サインガイドライン」、「乙川リバーフロント地区における公共サインデザインガイドライン」を補足資料として活用します。

### 《参考：公共事業における景観形成のガイドライン等》

国及び県が策定している公共事業における景観形成のガイドライン等としては、海岸や港湾、航空に関するものを除き、右のようなものがあげられます。

公共施設の整備、維持管理等について、景観配慮の先導的役割を果たしていくための基本的な指針として、今後、「岡崎市公共事業景観形成ガイドライン」の作成を検討します。

#### 国及び県策定の景観形成のガイドライン等

- 景観重要公共施設の手引き 国土交通省
- 国土交通省事業分野別景観形成ガイドライン
  - ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
  - ・道路デザイン指針
  - ・景観に配慮した道路附属物等ガイドライン
  - ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」
  - ・砂防関係事業における景観形成ガイドライン
  - ・住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン
  - ・官庁営繕事業における景観形成ガイドライン
- 愛知県公共事業景観整備指針
- 道路構造の手引き 愛知県



■乙川及び明代橋



■県道東大見岡崎線



■籠田公園



■桜城橋

### 《参考：岡崎市無電柱化推進計画》

令和3年度に、岡崎市無電柱化基本計画に替わり、岡崎市無電柱化推進計画を策定しました。今後、国の無電柱化推進計画と連携し、計画的な無電柱化を推進していきます。これまで、リバーフロント地区やシビックコア周辺などにおいて整備を行ってきました。



乙川リバーフロント地区



シビックコア周辺

#### 【電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例】

円滑な交通の確保に該当しない場合においても、景観上の必要性が高い地区・歴史的まちなみを形成する地区等の非幹線道路を景観重要道路として景観計画に位置づけることで、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」に指定することが可能となり、その整備が促進されます。

### 3) 景観計画に定める景観重要公共施設

景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号ロ）

景観重要公共施設において外観変更を伴う整備を行うときは、施設ごとに定めた整備方針に基づき、事前に市の景観担当部局と協議を行います。ただし、通常の管理行為又は軽易な行為、非常災害や緊急修繕等のため必要な応急措置として行う行為、地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等、仮設の工作物の建設等、法令又はこれに基づく処分による義務として行う行為、その他市長が必要と認める行為についてはこの限りではありません。

景観重要公共施設の占用許可の基準（法第8条第2項第4号ハ）

景観重要公共施設において工作物等を占有するとき<sup>※1</sup>は、従来の個別法に基づく占有に関する許可基準に加え、景観重要公共施設に共通する占有の許可基準<sup>※2</sup>及び施設ごとに定めた許可基準に適合しなければなりません。ただし、非常災害や緊急修繕等のため必要な応急措置として行う行為、地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等、仮設の工作物の建設等、乗り入れ設置等の承認工事、法令又はこれに基づく処分による義務として行う行為、その他市長が認める行為についてはこの限りではありません。

※1 次に示す行為に該当する場合は、行為の内容等について施設管理者に相談し、景観担当部局と協議を行ってください。

- ・外観変更を伴う工事
- ・屋外広告物の掲出
- ・電柱の新設及び移設
- ・電柱への屋外広告物の二次占有

※2 景観重要公共施設に共通する占有の許可基準

- ・建築物の建築等又は工作物の建設等にあたっては、形態や色彩その他の意匠、配置等が地域の歴史や周辺環境と調和していること。
- ・公共サイン（規制、解説、誘導、案内、位置、広報など）は、他のサインとの整理・統合又は共架に努めること。

良好な景観を維持向上していくために、次に定める公共施設を景観重要公共施設として位置付けます。

## 景観重要公共施設一覽

### 景観重要道路

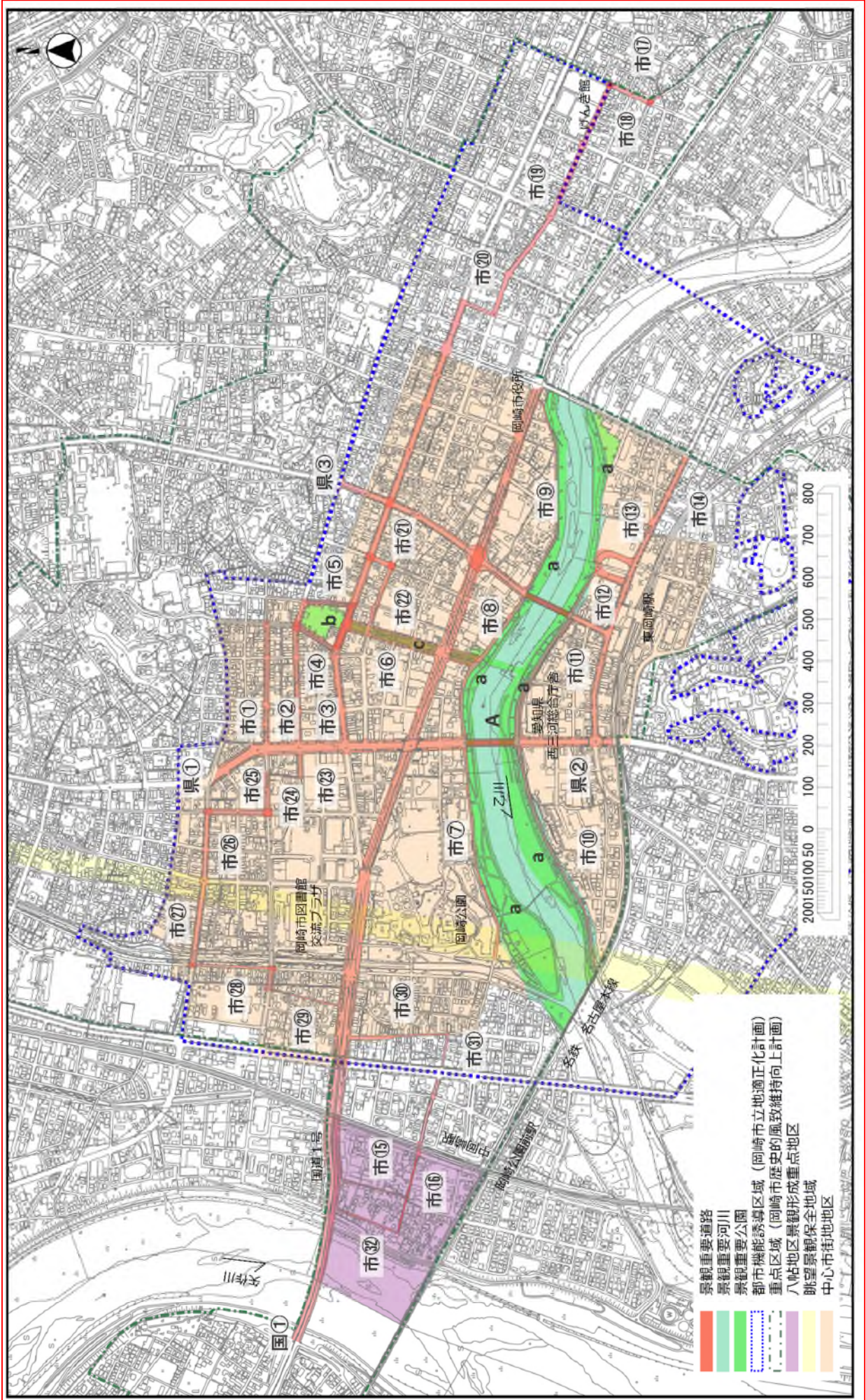
管理者	No.	路線名	区間		地区		
					中心市街地地区	景観形成重点地区	東海道岡崎城下 二十七曲り
国	①	一般国道1号	矢作橋西詰	菅生町字蟹沢9番5地先	●	●	
県	①	県道岡崎足助線	康生通南1丁目29番地先	本町通3丁目49番1地先	●		
	②	県道岡崎幸田線	康生通南2丁目4番1地先	明大寺本町2丁目6番地先	●		
	③	県道東大見岡崎線	久右工門町1丁目8番1地先	明大寺本町2丁目9番地先	●		
市	①	市道八幡町2号線	本町通3丁目1番3地先	籠田町66番地先	●		
	②	市道連尺通1号線	本町通3丁目3番1地先	籠田町39番地先			●
			籠田町39番地先	亀井町1丁目8番1地先	●		
	③	市道伝馬町線	康生通東1丁目1番地先	伝馬通1丁目88番地先	●		
			伝馬通1丁目88番地先	両町2丁目64番地先			●
	④	市道浄水場線	籠田町39番地先	籠田町21番1地先	●		
	⑤	市道籠田公園東線	亀井町1丁目8番1地先	籠田町12番1地先	●		
	⑥	市道籠田町線	籠田町21番1地先	唐沢町1丁目27番地先	●		
			籠田町15番地先	籠田町67番地先			●
	⑦	市道公園南線	竹千代橋東詰	殿橋北詰	●		
	⑧	市道殿橋明代橋線	康生通南2丁目34番3地先	唐沢町11番6地先	●		
	⑨	市道明代橋吹矢橋堤線	菅生町元菅17番1地先	菅生町字蟹沢1番4地先	●		
	⑩	市道3類1号線	名古屋鉄道名古屋本線菅生川橋梁	殿橋南詰	●		
	⑪	市道明大寺本町1号線	明大寺本町1丁目4番地先	明大寺本町3丁目25番2地先	●		
	⑫	市道明大寺川端4号線	明大寺町字川端13番地先	明大寺町2丁目14番地先	●		
	⑬	市道上明大寺3号線	明大寺町字川端34番1地先	上明大寺町2丁目14番地先	●		
	⑭	市道竜美丘1号線	吹矢町16番地先	明大寺町字川端6番3地先	●		
	⑮	市道八帖大通2号線	八帖町字大通43番7地先	八帖町字往還通69番1地先		●	
	⑯	市道中岡崎8号線	中岡崎町3番1地先	八帖町字往還通80番地先			●
			八帖町字往還通104番地先	八帖町字往還通45番地先		●	
	⑰	市道朝日町4丁目1号線	朝日町4丁目56番地先	根石町87番地先			●
	⑱	市道市立病院東線	若宮町3丁目69番地先	若宮町3丁目11番地先			●
	⑲	市道祐金町1号線	両町1丁目24番地先	若宮町3丁目11番地先			●
	⑳	市道両町6号線	両町2丁目64番地先	両町1丁目24番地先			●
	㉑	市道花崗町4号線	伝馬通1丁目9番地先	伝馬通1丁目88番地先			●
	㉒	市道康生通南4号線	籠田町67番地先	伝馬通1丁目88番地先			●
	㉓	市道康生通西4号線	康生通西2丁目48番3地先	本町通1丁目23番地先			●
	㉔	市道材木町6号線	本町通2丁目21番地先	材木町1丁目24番地先			●
	㉕	市道岡崎郵便局北線	材木町1丁目10番1地先	本町通2丁目21番地先			●
			八帖北町3番3地先	康生通263番14地先			●
	㉖	市道松本町8号線	材木町2丁目60番地先	材木町1丁目10番1地先			●
	㉗	市道岡崎環状線(2)	西魚町20番地先	材木町2丁目60番地先			●
㉘	市道伊賀川堤3号線	西魚町20番地先	康生町263番14地先			●	
㉙	市道田町5号線	田町1番3地先	田町20番地先			●	
㉚	市道板屋町19号線	田町78番4地先	板屋町38番地先			●	
㉛	市道板屋町9号線	板屋町71番3地先	板屋町81番1地先			●	
㉜	市道八帖大通1号線	八帖町字大通39番地先	八帖町字往還通45番地先			●	

### 景観重要河川

管理者	No.	河川名称	区間		地区	
					中心市街地地区	景観形成重点地区
県	A	一級河川矢作川水系乙川	名古屋鉄道名古屋本線菅生川橋梁	吹矢橋	●	

### 景観重要公園

管理者	No.	公園名称	区間		地区	
					中心市街地地区	景観形成重点地区
市	a	乙川河川緑地	名古屋鉄道名古屋本線菅生川橋梁	吹矢橋	●	
	b	籠田公園	全域		●	
	c	中央緑道	全域		●	



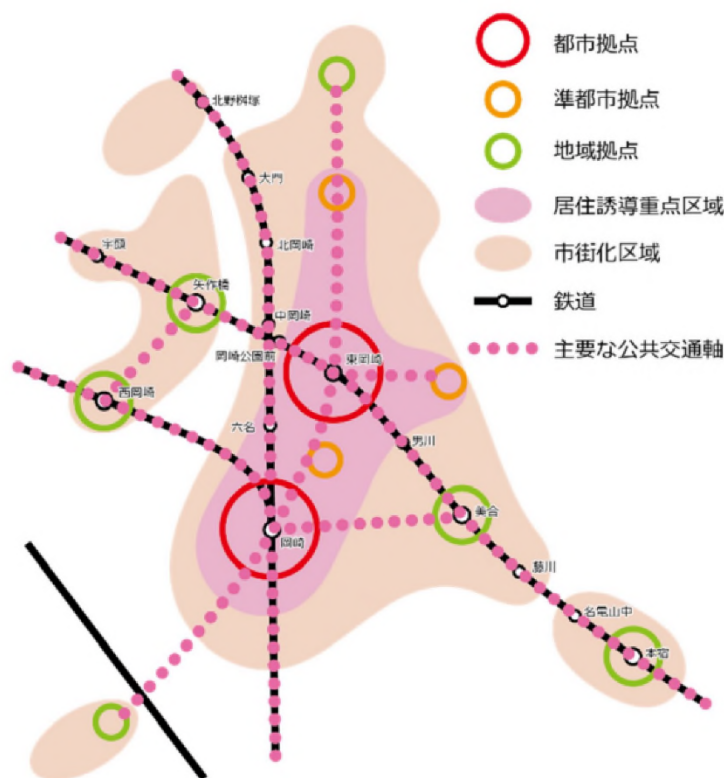
景観重要公共施設の位置図

## 《参考：「岡崎市立地適正化計画」における「都市機能誘導区域」》

人口減少・超高齢社会が進むこれからの時代は、医療・福祉施設、商業施設などの都市機能や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が過度に自動車に頼ることなく、鉄道やバスなどの地域公共交通によりこれらの生活利便施設を利用できるといった、都市づくりの考え方（いわゆるコンパクト・プラス・ネットワーク）が重要となっています。

本市では、将来の人口減少に備え、長期的かつ緩やかに都市機能と居住を誘導することにより、市民が引き続き快適な暮らしを継続することができる持続可能な都市構造にしていくため、平成31年3月に「岡崎市立地適正化計画」を改定しました。立地適正化計画では、「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」、「誘導施設」及び各誘導施策等を定めています。

拠点及び主要な公共交通軸の配置イメージ



都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点にゆるやかに誘導することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域です。本市では、都市機能誘導区域を圏域に応じて都市拠点、準都市拠点、地域拠点に区分し、拠点への徒歩圏、道路などの地域地物や用途地域境界等を踏まえ定めています。

### ■都市拠点

居住誘導重点区域における中心拠点、市内外の圏域を想定した広域的な拠点。（東岡崎駅周辺、岡崎駅周辺）

### ■準都市拠点

都市拠点と共に「居住誘導重点区域」を形成し、比較的広域から人が集まる圏域を想定する拠点。（バス路線の南北軸・東西軸におけるバス路線の集積地）

### ■地域拠点

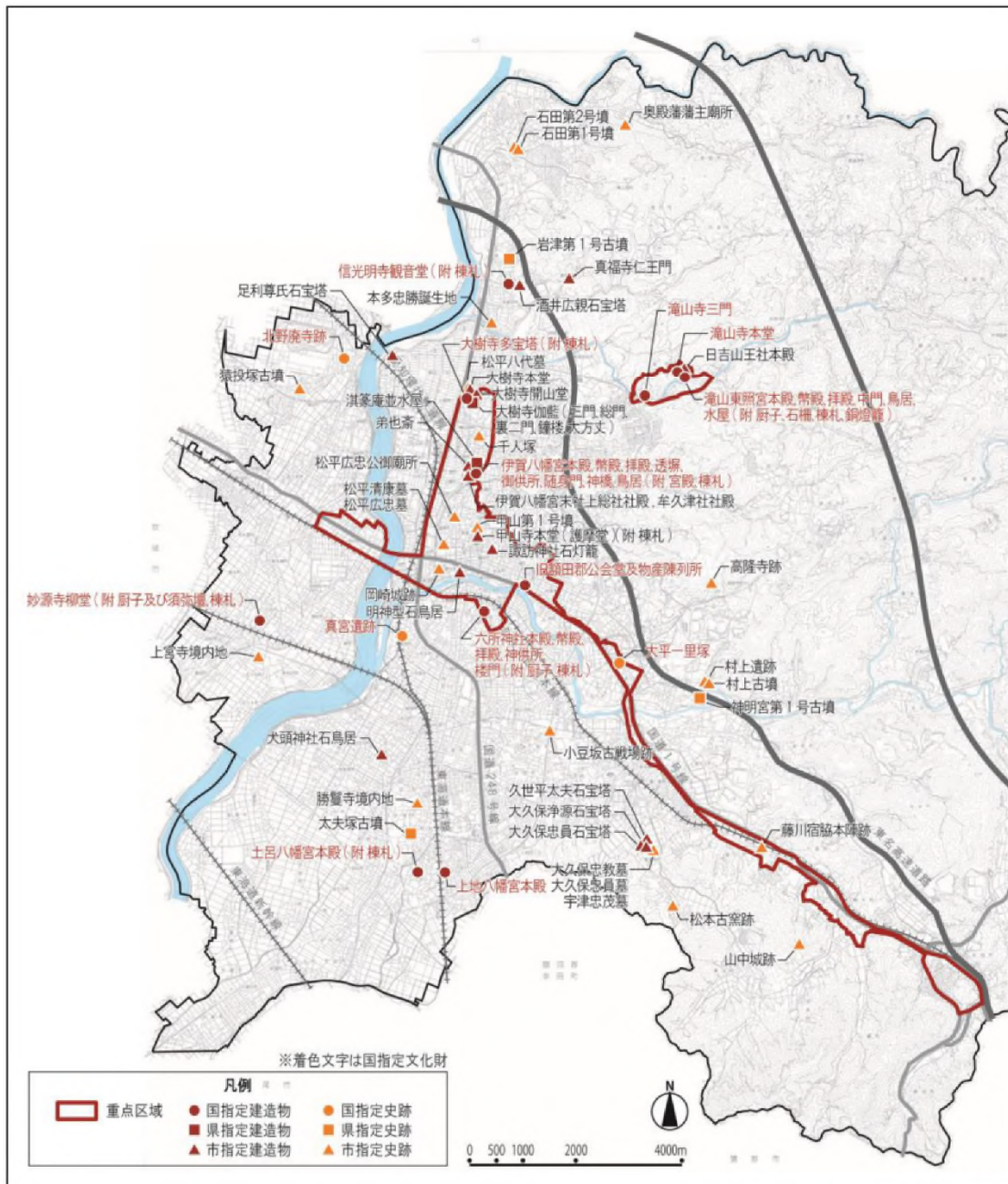
概ね支所圏域を対象と想定する拠点。（公共交通機関を利用して都心ゾーンにアクセスすることができる鉄道駅周辺、主要なバス停周辺）

《参考：「岡崎市歴史的風致維持向上計画」における「重点区域」》

平成 28 年に国の認定を受け、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）に基づく「岡崎市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

岡崎市歴史的風致維持向上計画では、今残されている歴史的風致を守り、育て、次世代へ伝えていくために、歴史的風致の範囲が重なり合う区域を中心にその維持向上が最大限に図られる区域を重点区域として設定しています。重点区域設定の土地の区域の要件は、「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」と定められており（歴史まちづくり法第 2 条第 2 項）、本市の維持向上すべき歴史的風致の分布を踏まえ、「岡崎城下及び東海道地区」、「滝山寺地区」の 2 つを設定しています。

図：重点区域の位置



(出典：岡崎市歴史的風致維持向上計画)



## ① 中心市街地地区

市街地を流れる乙川の清流と緑が織り成す河川空間や、新たなまちのシンボルとして整備された籠田公園及び中央緑道等は、中心市街地の景観の骨格を成す景観軸です。

### ■ 乙川の景観特性

乙川を含む中心市街地の景観は、河岸段丘の起伏や緩やかな川の蛇行による地形の変化に富み、リズムカルに変化する景色が人々の目を楽しませている。とりわけ殿橋から岡崎城天守を望む眺めは、川面を挟んで広がる眺望が優れており、広く市民に親しまれている。

また、乙川は豊かな生態系を育み、農業・水産業・林業などとの繋がりを生む場でもあるほか、河川空間には岡崎城や菅生川端石垣など固有の歴史文化資産が存在する。乙川右岸殿橋下流にある「菅生川端石垣」は、かつての岡崎城郭の一部であり、全長 400 メートルに及ぶ直線的な石垣としては日本最大級である。江戸時代（1644 年）の築造以来、現在も堤防機能の一端を担う石垣として、その価値や魅力を活かした整備がされている。さらに、桜まつりや岡崎城下家康公夏まつり花火大会といったイベント会場だけでなく、近年は、かわまちづくり事業などによって日常的にも利用されており、広く市民に親しまれ、愛される河川である。

### ■ 籠田公園・中央緑道の景観特性

まちの中心に位置する籠田公園と中央緑道は、まちのシンボルであると同時に、東岡崎駅とまちなかを繋ぐ主要な動線に位置付けられている。

籠田公園は、東海道岡崎城下二十七曲りを活かした園路や芝生広場など中心市街地に残る歴史や暮らしの痕跡が随所に継承され、人々が気持ちよく過ごせる空間として整備されている。また、中央緑道は河岸段丘の高低差が活かされ、乙川方向への眺望と地形の変化を体験できる、歩いて楽しい空間となっている。

また、東海道岡崎城下二十七曲りは、まちの成り立ちを伝える本市の重要な歴史資産です。

### ■ 東海道岡崎城下二十七曲りの歴史的背景

東海道が本格的に整備されるのは江戸時代で、慶長 6 年（1601 年）の家康公による宿駅伝馬制の街道政策により、人・物・情報が往来することとなる。江戸と京・大坂を結び東西の政治経済文化を繋ぐ日本の大動脈となった東海道沿いでは、街道の利用や宿駅を中心としたまちの賑わいが増し、文化の交流も盛んに行われ、岡崎は「神君家康公生誕の地」として大いに賑わったという。

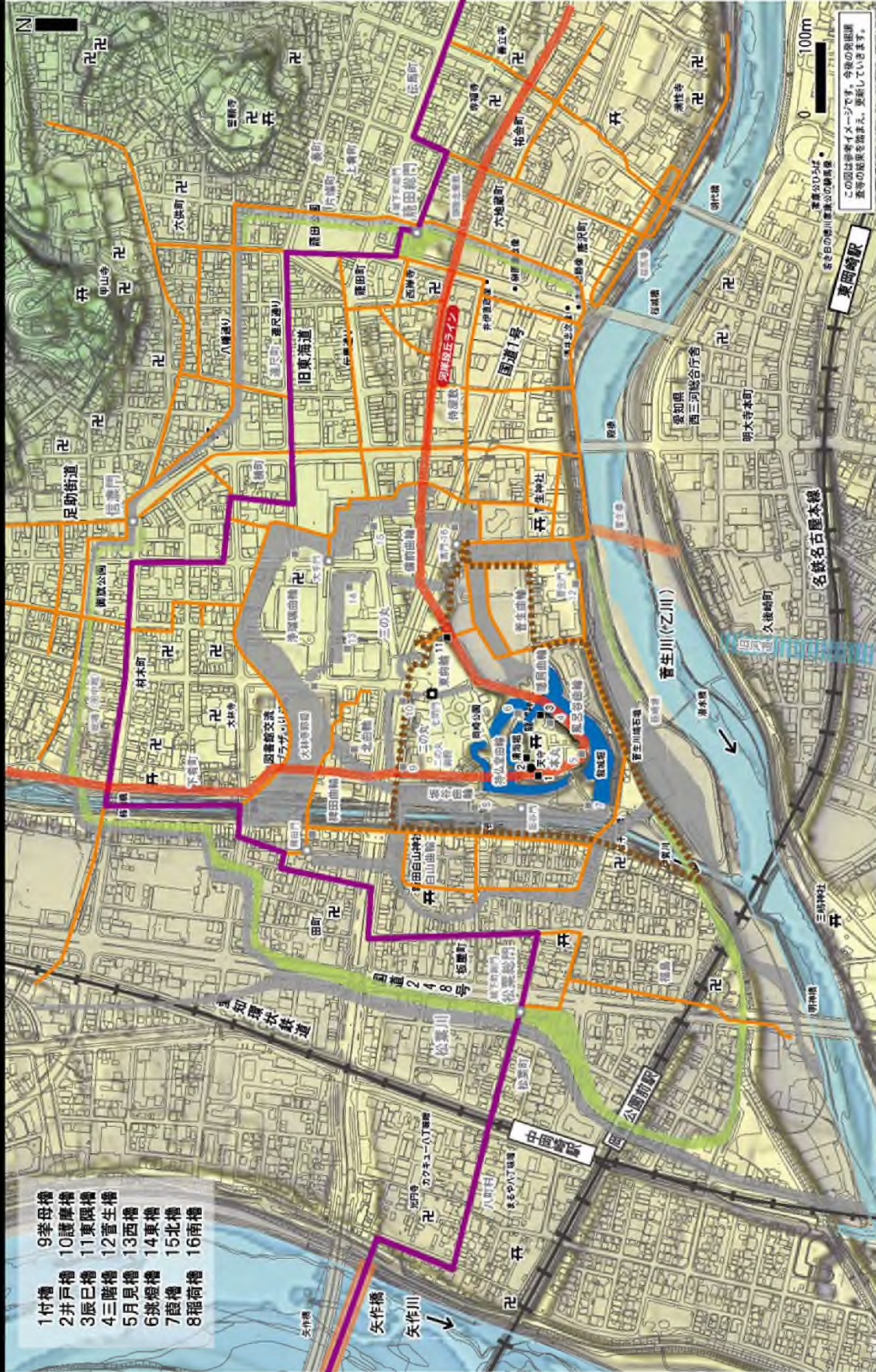
現在、幹線道路の役割は一般国道 1 号が担っているが、旧東海道は生活道路として利用され、沿道の社寺等の歴史的建造物と、東海道を通じてもたらされた各地の民間信仰や習俗・文化が根付いた祭礼等の活動が相まって、街道の面影が残る良好な市街地環境を形成している。

本市の中心市街地は、江戸時代の岡崎城の城下町と隣接する東海道の宿場町岡崎宿が母体となっている。その原型は天正 18 年（1590 年）の家康公関東移封後に、徳川方に替わって新たな城主となった豊臣重臣の田中吉政が、大規模な城郭拡張と城下町造成を行ったことに始まる。東方の家康公に対する防備を固めるために、在城 10 年間で、城東に家臣を、城西に商人や職人を住まわせ、城の南を流れる乙川とその河岸段丘等の自然地形を活かして、城下町の外周を堀や土塁で囲む、東西約 1.5 km、南北約 1.0 kmに及ぶ総構え（総曲輪）を構築した。更に総構え内に、それまで乙川南岸を通過していた

東海道を引き入れ、防衛の強化と共に商工業の経済的发展も図った。一方、豊臣方である西への備えの必要性は薄れ、農業生産力向上の矢作川築堤と江戸時代に日本一と言われた規模の橋を矢作川に架ける工事も進めた。これらの整備は、関ヶ原の戦い後の慶長6年（1601年）以降の藩主にも引き継がれ、その後、東海道は防衛と街道筋の伸長のために幾重にも折れ曲がるなど変更が重ねられ、その総延長は約4kmにもなった。

昭和20年（1945年）、城下町を核として発展してきた市街地は、太平洋戦争の空襲により、一夜にしてほとんどを焼失するも、その後、東海道の拡幅や付け替えなどによる基盤目状の道路網整備等により復興を遂げる。これにより、狭隘かつ曲りくねった複雑な道路事情は大幅に改善されたが、江戸時代の岡崎の市街地の特長を表し、世に「二十七曲り」と称された東海道の道筋は分かりにくいものとなり、沿道の景観も大きく変化した。

# 岡崎城郭図（江戸時代後期）と現代市街地図の重ね合わせ図



## ア 中心市街地地区の全ての景観重要公共施設

### ■ 整備方針

- ・ガイドライン等が定められていない施設に彩色を施す場合には、周辺環境との調和や地域の歴史性に配慮する。
- ・緑化の際は地域の在来種を基本に、生育環境に応じた適正な植栽を行う。
- ・夜間景観については、乙川プロムナード及び籠田公園、桜城橋等の既設照明に色温度を合わせた照明を用い、統一感のある美しい夜間景観の演出に努める。また、必要十分な光量の確保等による歩行者の安全安心やグレアの生じない灯具の選定等による光害の抑制に配慮する。

### 《参考：景観に配慮した道路附属物等ガイドライン推奨基本色》

国土交通省が平成29年度に策定した「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」では、次の4色が景観配慮色として示されています。施設に彩色を施す場合は、それぞれの持つ色の特徴や周辺環境との調和を考慮し、色彩の検討をします。

基本色名称 及び マンセル値	色の特徴	使い分けを検討する際の留意点(○長所、◇短所)
ダークグレー 10YR 3.0/0.2※	彩度が極めて低いため、無彩色に近い印象を与えることがある濃灰色	○沿道景観を選ばない(汎用性が高い) ○都心部や駅周辺など、景観をコントロールする場合の使い勝手が良い ○明度、彩度が低いため歴史的な街並みと調和しやすい ◇塗装面が大きい道路附属物への使用や、開放的な沿道空間のある道路での使用は、重たい印象となることがある
ダークブラウン 10YR 2.0/1.0	4色のなかで明度が最も低いため、ダークグレーよりも暗い色に感じられるこげ茶色	○沿道景観を選ばない(汎用性が高い) ○明度が低いため、樹林地等やや閉鎖的な自然景観のなかで道路附属物の存在感を主張しすぎない ○明度、彩度が低いため歴史的な街並みと調和しやすい ◇塗装面が大きい道路附属物への使用は重たい印象となることがある ◇彩度は低いですが赤の色味があるため、経年変化による退色で赤味が浮き上がる場合がある
オフグレー 5Y 7.0/0.5	色味をあまり感じない明るい自然な灰色	○周辺が比較的明るい色彩を基調とする地域の景観と調和しやすい ○YR系以外を基調とする街なみにも調和しやすい ○明度が高いため、連続する道路附属物等においては、視線誘導効果が高い ◇鬱蒼とした樹林地や閉鎖的な沿道空間のある道路においては、塗装面が大きい道路附属物等に使用すると目立ちすぎる場合がある ◇明度が高いため、夜間景観においては光を反射して必要以上に目立つ場合がある
グレーベージュ 10YR 6.0/1.0	黄赤の色味の彩度を低く抑えた薄灰茶色	○開放的で明るい色彩を基調とする地域の景観と調和しやすい ○明度が高いため、連続する道路附属物等においては、視線誘導効果が高い ◇鬱蒼とした樹林地や閉鎖的な沿道空間のある道路においては、塗装面が大きい道路附属物等に使用すると目立ちすぎる場合がある ◇明度が比較的高いため、夜間景観においては光を反射して必要以上に目立つ場合がある

※10YR3.0/0.2を基本とし、彩度は0.5を上限とする。

 国土交通省

## イ 景観重要道路

### 【中心市街地地区】

### ■ 整備方針

- ・舗装は周囲との連続性や地域の歴史性に配慮したデザイン(素材や色彩)とする。
- ・交通安全施設等は他の施設との整理・統合又は共架に努め、形態や色彩その他の意匠、配置等は周辺環境との調和に配慮する。
- ・無電柱化を推進する。
- ・歩道(自転車歩行者道)の幅員が十分確保された道路にあっては、植栽帯の配置などによる緑量の維持に努める。
- ・緑化に用いる植生は成長速度や自然樹形等を勘案して選定し、植栽後は適正な維持管理に努める。

- ・道路空間は、歩行者の快適性及び利便性に配慮した設計とし、特に交差点部では車道、歩道、アイランド（交差点内の島状の敷地）等の調和に配慮する。
- ・一般国道1号は、歩行者の交通量が多い区間にあつては歩道の幅員は3.5m以上（自転車歩行者道4m以上）、その他の区間にあつては2m以上（自転車歩行者道3m以上）を確保する。

### ■ 道路法第32条第1項又は第3項の許可基準

- ・新たに電柱、架空線を設置しない。ただし、顧客需要の変化等によりやむを得ない場合を除く。

#### 【東海道岡崎城下二十七曲り】

### ■ 整備方針

- ・舗装は道筋の連続性に配慮したデザイン（素材や色彩）とする。
- ・道路附属物は、色彩、素材、形状、配置など、地域特性を活かしたまちなみ景観の形成に寄与するよう配慮する。

### ■ 道路法第32条第1項又は第3項の許可基準

- ・新たに電柱を設置しない。ただし、顧客需要の変化等によりやむを得ない場合を除く。

## ウ 景観重要河川

### ■ 整備方針

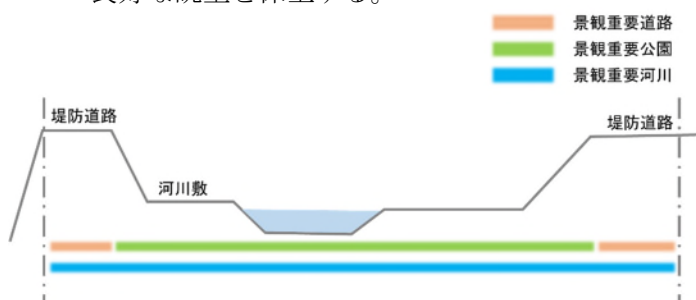
- ・周辺環境との調和、親水性、地域の歴史性に配慮する。
- ・工作物を設置する場合は、形態や色彩その他の意匠を周辺環境と調和させ、広がりある河川景観を保全し、眺望を遮らないよう配慮する。

## エ 景観重要公園

#### 【乙川河川緑地】

### ■ 整備方針

- ・園路等の舗装は周辺環境と調和したものとする。
- ・工作物を設置する場合は、形態や色彩その他の意匠、配置等は周辺環境と調和し、地域の歴史性に配慮したものとする。
- ・河川管理に支障のない範囲で、夜間にも歩行者が安心して歩ける照明環境を確保する。
- ・照明等の器具は維持管理に支障のない製品を選択する。
- ・良好な眺望を保全する。



乙川河川緑地における区域の標準模式図

※県管理道路の一部、乙川左岸（明代橋～吹矢橋）は、景観重要道路に指定しない区間がある。

## 【籠田公園、中央緑道】

### ■ 整備方針

- ・園路等の舗装は、周辺環境との調和に配慮する。
- ・建築物や工作物を設置する場合は、形態や色彩その他の意匠、配置等は周辺環境と調和し、岡崎城跡及び総構えなどの歴史性に配慮したものとする。
- ・夜間でも歩行者が安心して歩ける照明環境を確保する。
- ・良好な眺望を保全する。

## ② 八帖地区

---

八帖地区は、伝統産業の八丁味噌製造工場の蔵並みと住宅が共存した岡崎固有の景観を形成しており、景観形成重点地区に指定しています。

### ■ 八帖地区の景観特性

八帖地区は、岡崎城から西へ八丁（約 870m）の距離に位置し、良質な伏流水や湿気の強い気候風土のもと、独特な製法で作られる「八丁味噌」の産地として発展しており、伝統産業や観光地のにぎわいを感じられる。また、歴史的な八丁味噌の蔵なみや旧東海道沿いの歴史的な建造物等が地域固有の景観を伝え、本市を代表する産業観光拠点として、地場産業と人々の暮らしが共存し、活力あふれ、にぎわいのあるまちを形成している。

## ア 景観重要道路

### ■ 整備方針

- ・舗装は周囲との連続性や地域の歴史性、沿道のまちなみを引き立てる潤いのある道路空間となるように配慮したデザイン（素材や色彩）とする。
- ・交通安全施設等は他の施設との整理・統合又は共架に努め、形態や色彩その他の意匠、配置等は周辺環境との調和に配慮する。
- ・無電柱化を推進する。

### ■ 道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準

- ・新たに電柱、架空線を設置しない。ただし、顧客需要の変化等によりやむを得ない場合は除く。